

令和2年第4回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 11月24日（火曜日）	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会（午前 9時00分）	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○町長挨拶	10
○閉会の宣告	11
閉 会（午前 9時26分）	11

令和2年第4回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月17日

千代田町長 高橋純一

1. 期 日 令和2年11月24日
2. 場 所 千代田町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 専決処分事項の承認を求めることについて
 - (2) 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	小	林	正	明	君	1 2 番	柿	沼	英	己	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和2年第4回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月24日（火）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度千代田町一般会計補正予算（第5号））

日程第 4 議案第41号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	小林	正明	君	12番	柿沼	英己	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	岡田哲	君
総務課長	柿沼孝明	君
企画財政課長	宗川正樹	君
税務会計課長	高田充之	君
住民福祉課長	須永洋子	君
健康子ども課長	茂木久史	君

産業観光課長兼
農業委員会長
事務局長

坂 部 三 男 君

建設環境課長

栗 原 弘 明 君

都市整備課長

荻 野 俊 行 君

教育委員会長
事務局長

久 保 田 新 一 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長

荒 井 稔

書記

小 林 真 緒

書記

大 川 智 之

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（柿沼英己君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（柿沼英己君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項1件、条例改正1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和2年度7月分、8月分及び9月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（柿沼英己君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第125条の規定により、

9番 川 田 議員

10番 高 橋 議員

以上2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（柿沼英己君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柿沼英己君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第3、承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題と

いたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町独自支援策第2弾のうち、教育委員会のGIGAスクール構想、学校ICT環境整備事業の一部において交付金事業の対象外であることが判明し、早急に事業の見直しを行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度千代田町一般会計補正予算（第5号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

補正の内容について申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億995万3,000円といたしました。

歳入については、交付金事業の対象外となった学校ICT環境整備事業の財源とするため、交付税措置のある有利な町債、学校教育施設等整備事業債を追加いたしました。

歳出については、総務費の総務管理費、感染症対応地方創生事業費において、町独自支援策第1弾の事業精査を行い、2事業の予算減額、1事業の予算科目の組み換えを行うとともに、第2弾の4事業の予算増額と、新たな事業としてプレミアム付商品券事業や主食用米出荷者給付金事業、インフルエンザワクチン接種補助事業など5事業を追加し、交付金対象事業の調整を行いました。

教育費においては、学校ICT環境整備事業の予算科目の組み換えを行うとともに、財源内訳についても交付金事業の対象外となった一部事業充当分の国庫支出金を減額し、地方債と一般財源を充当いたしました。

また、事業費に対して歳入が141万5,000円不足することから、予備費を減額して収支の均衡を図ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されました。

○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柿沼英己君） 日程第4、議案第41号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（柿沼英己君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第41号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の人事院勧告及び群馬県の人事委員会勧告に基づき、千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

また、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び千代田町特別職の職員の給与等に関する条例についても、期末手当の支給割合が職員の給与条例に準じているため、支給割合の改定を一括して行うものであります。

詳細については総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、議案第41号につきまして詳細説明を申し上げます。

令和2年の国の人事院勧告により、民間との格差是正のため、民間の特別給に相当する期末手当及び勤勉手当の年間支給月数のうち、期末手当から0.05月分の引下げを行うものでございます。また、群馬県では、この国家公務員の給与改定を受け、県人事委員会勧告に沿った改定を行う予定となっております。

本町では、これまでも国、県の改正に準じて給与改定を実施してきたことを踏まえ、今回、所要の改定を行うこととしたものでございます。

具体的な改正点については、お手元の議案第41号資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきますと思います。アンダーラインの箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしく願いいたします。

資料1 ページの改正条文第1条関係でございますが、千代田町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。まず、第17条第2項でございますが、期末手当の支給率を規定しております。一般職員の支給割合を1.25月に、課長職が該当となります特別幹部職員の支給割合を1.05月に改めまして、本年度の総支給割合を一般職は2.55月分、特別幹部職員は2.15月分とするものでございます。同条第3項では、再任用職員の支給割合が一般職員の支給割合を基にしていることから、所要の改正を行うものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。改正条文第2条関係でございます。第17条第2項でございますが、令和3年度以降の期末手当の6月期及び12月期の支給割合を平準化するため、6月期と12月期において異なっている期末手当の支給割合を一般職では1.275月、課長職では1.075月に統一するものでございます。同条第3項では、同様の理由により再任用職員の期末手当の支給割合を改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。改正条文第3条及び第4条の千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例でございますが、上の表となります第3条関係では、期末手当の総支給割合が職員の期末手当と勤勉手当の総支給割合と同割合となっていることから、令和2年12月期に支給する期末手当を2.25月から2.20月に改め、職員と同様に0.05月分の引下げを行うものでございます。

また、下の表、第4条関係でございますが、令和3年6月期から支給割合について職員の期末手当支給割合の平準化と同様に支給割合の改正を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。改正条文第5条及び第6条の千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の改正につきましても、先ほどの議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様に、第5条関係では令和2年12月期に支給する期末手当の支給割合について、第6条関係では令和3年6月期からの支給割合について改正を行うものでございます。

それでは、改正文のほうに戻っていただきまして、最後のほうになりますが、附則をご覧くださいと思います。施行期日につきましては、公布の日からとしておりますが、令和3年度以降の改正規定でございます第2条、第4条及び第6条につきましては、令和3年4月1日より施行いたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（柿沼英己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。

ちょっとお聞きしたいのですけれども、まず、これは人事院勧告ということなのですから、そもそも人事院勧告というのが制度は決められたものでいいのですけれども、民間と合わせるというのが、例えば民間は自分たちで利益を出して、それで給料が決まるシステムで、そもそも役所とは、やっていることも違いますし、お給料のもらい方も違うので、そこに合わせるというのはどうかと思うのです。町長の報酬に関しても、例えば人事院勧告に合わせるというのであれば、前回の議員の中でも、町長の報酬を元に戻したほうがいいのかという話もあったのですけれども、単純に人事院勧告に基づくようにするというのであれば、やはり町長の報酬も戻したほうがいいのかと思うのですけれども、ここで言うのはあれなのですから、今、コロナ禍で景気がよくないということで下げるのは分かるのですが、政策としては、可処分所得が下がるわけなので、みんなの使うお金が減ってしまうのです。景気対策としては、やっぱり給料を上げたほうがいいのかですが、これはもう政策というよりも単純なルールづくりという部分だと思うのです。

質問なのですから、今回これを下げるというのが、単純にそういう政策とは抜きで、規則的なものなのか。あるいは、コロナ禍の影響というか、少し予算を町とか市で使えるようにということで、ちょっと下げているのか。そういう意図というのは全くないのかどうかというのをちょっと確認したいと思いますので、教えていただけますでしょうか。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回、下げるのが政策的なのか、コロナ禍の影響なのかということなのですから、今回、最近では2回目の引下げになるのかなと思うのです。まず1回目が10年ちょっと前ですか、平成20年の秋のリーマンショックがあった翌年の平成21年の11月の頃に臨時議会を開いていただいて、引下げを行いました。その後、引下げはずっとなかったのですが、今回、コロナ禍の影響も多々あったかというふうに思うのですが、人事院勧告によって0.05月分引下げということでございます。

この人事院勧告については、やっぱり民間との格差が、できるだけないようにということで、毎年、民間と国家公務員、民間ですと約43万人を対象に行っているそうです。国家公務員ですと25万人を対象に1年間の給与の実態を調査して、格差是正を少しでも抑えていこうということで、今回の調査では、民間のほうがボーナスで4.46月だったそうです。現行、公務員のほうが4.50月ということで、この格差是正のため0.05月を下げて4.45月にするといったことで、今回、引下げが行われるということです。

町のほうも、民間のほうの事業者、給与が下がると、同じように法人税とか、もろもろの税金、歳入のほう下がってくるといった側面もあるといったことから、民間とできるだけ格差を、上げるときは上げる、下げるとき下げる。そういったことで人事院勧告が行われているものというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿沼英己君） ほかにございますか。

1 番、金子議員。

[1 番（金子浩二君）登壇]

○1 番（金子浩二君） 質問させてください。

今回、町の職員等の給料の改正があったと思うのですが、それで金額的におおよそどのくらいの改正になったか、ちょっと教えてください。

○議長（柿沼英己君） 柿沼総務課長。

○総務課長（柿沼孝明君） ご質問にお答えいたします。

今回、引下げの影響によってどのくらい影響があったかということなのですが、全体の金額については、来月の定例会のほうで、補正予算で人件費の費用のほうは精査させていただきたいと思うのですが、参考に1人当たりの平均はどのくらい影響があるかということをおっしゃっていただきたいと思います。全体で今回の引下げで平均で1万5,345円の減額ということでございます。これは全体の平均となります。参考に年代別に申し上げますと、20代で1万30円、30代で1万3,953円、40代で1万9,529円、50代で2万1,786円というような形で、年代によっても引下げ率は変わってくるのですが、こういった金額が今回の引下げで影響があるということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（柿沼英己君） ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（柿沼英己君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（柿沼英己君） 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

以上で今臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（柿沼英己君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 本日、臨時議会を開催していただきまして、ありがとうございます。

また、昨今、新型コロナウイルス等々も第3波と言われるような状況が来ております。群馬県も当館林保健所管内を中心に若干増えてきていますので、これから冬に向けて、今までのインフルエンザウイルス等も含めた中で、皆さんも気をつけていただきながら、12月の議会も来週から始まりますので、ぜひ皆さんも健康には十分留意しながら12月定例会に臨んでいただければと、こう考えております。

先ほど来、いろんな部分で2人から質問があったのですが、これを鑑みていろいろ考えていきますと、我々、行政のほうは条例とか規約とか規定とか、要領、要綱とか、こういうのを定めることが我々の仕事だと思っています。国のほうは、法案、法律等を定めるのが仕事であります。我々の地方自治は、条例や法律を超えてはならぬというのが法律にもうたってあります。これを考えていきますと、我々は法律内の中で、その中で条例等を改正していきながらやっていくのが我々の仕事だと、こう考えておりますので、今後もまた皆さんのご理解をいただきながら、よりよい町をつくっていただければと、こう考えておりますので、今後もまた皆さんのご指導をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶と代えさせていただきます。また、12月議会、よろしくお願いいたします。終わります。

○閉会の宣告

○議長（柿沼英己君） 以上をもちまして令和2年第4回千代田町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時26分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和3年 月 日

千代田町議会議長 柿 沼 英 己

①署名議員 川 田 延 明

②署名議員 高 橋 祐 二